平成３０年（フ）第２４号
新潟市北区太田2714番地
債務者　佐藤　延枝
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
新潟市東区牡丹山５丁目９番５号　シティハイム103号
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４号
山梨県甲斐市大下条716番地　ウィステリア302
債務者　石黒　健晴
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
山梨県甲府市里吉１丁目６番８号　ジョイフルアペックスＡ－２、前住所山梨県笛吹市石和町八田330番地160　メープル八田Ｆ棟201
債務者　齋藤　正光
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
山梨県甲府市国母５丁目10－５、住民票上の住所山梨県甲府市丸の内１丁目21番21号
債務者　雨宮　政之
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
山梨県大月市七保町下和田1090番地342
債務者　吉田　和江
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第３号
長野市大字鶴賀東鶴賀町1544番地13　ハイツサンルート304
債務者　上沢亜希子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
長野市豊野町大倉2518番地１
債務者　内田みはる
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
長野県千曲市大字磯部1368番地
債務者　飯島　誠治
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３２号
長野県松本市野溝木工１丁目６番58－15号　ハイツ信楽Ａ202
債務者　小川　加代
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１８号
長野県飯田市松尾常盤台107番地（市営住宅Ｊ－204号）
債務者　工藤美代子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第５４号
岐阜県各務原市川島小網町2146番地124　（リヴィエール　201）
債務者　**原**　　優
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１５号
静岡県富士宮市山宮2672番地の１
債務者　秋山　雄紀
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２９号
三重県津市高茶屋小森町1246番地１
債務者　巻田　雪子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７２号
兵庫県加古郡播磨町宮北１丁目16番１－103号
債務者　松野　沙織
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７５号
兵庫県高砂市春日野町１番26号
債務者　福屋百合江
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部